

明治前期の仙台における視覚障害者

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2016-03-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中川, 正人 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/556

明治前期の仙台における視覚障害者

中川 正人

一、はじめに

近代日本の視覚障害者教育の歴史については、先行研究によって明らかにされた部分が多い。^(注1)しかし、宮城県に関しては、具体的な資料の調査・収集や歴史学的検証はさほど進められていない。一九〇七年（明治四〇）に設立された私立東北盲人学校と、一九一四年（大正三）に設立された宮城県立盲啞学校に関する実態は明らかにされていないが、その前史の部分はほとんど不明である。^(注2)

そうしたなかで、興味深い研究成果も存在する。①加藤康昭氏が、一八八九年（明治二二）仙台で「東北盲人教育会」が鍼按治を研究する無料講習会を開催していることを指摘し、②新井勝紘氏が、『朝野新聞』の報道記事によって、政治活動（自由民権運動）に参加していた仙台の視覚障害者たちが、一八八三年（明治一六）五月頃に、その活動の一環として視覚障害者のための「仙台盲目院」設立計画に取り組んでいることに注目している。^(注3)しかしながら、この仙台盲目院設立計画の経緯や、東北盲人教育会の実態については、いまだ

明らかにされていない。

以下、加藤・新井両氏の先行研究を踏まえ、地元新聞『東北新報』『陸羽日日新聞』『奥羽日日新聞』によって、できるだけ具体的な資料を提示し、明治前期の仙台における視覚障害者教育への取り組みに至る歩みを探ってみる。

なお、本文・引用文・資料文中に、職業・呼称・身体に関する不適切な用語を使用している場合もあるが、これらの用語を容認するものではない。

二、明治政府の視覚障害者政策と視覚障害者の取り組み

(一) 明治政府の視覚障害者政策

明治政府は、江戸時代までに視覚障害者が獲得してきた生活の基盤を根こそぎに否定する政策を打ち出し続け、変革の激動の渦中に生きていた視覚障害者の生活は困窮を極めた。

一八六八年（慶応四）の太政官達（五榜の揭示）第一札「鰥寡孤独廢疾ノモノヲ憫ムヘキ事」は、障害者の救済を「人民相互の情誼」

(民間の救済)に委ね、障害者の生活保障の政策を何ら打ち出さなかった。そのうえ、それまで認められてきた視覚障害者組織の一定の自治や自立・自活のための特権を否定したり、規制する政策を推進した。^(注5) 具体的に見てみよう。

(1)一八七一年(明治四)の太政官布告「盲人之官職自今以後被廢候事」は、当道座^(注6)の廢止と、当道座が確保してきた盲人(視覚障害者)の職業の特権(鍼灸治・按摩の細張り独占、吉凶の配当金取り集めなど)の禁止を命じたものである。「家業勝手」として職業選択の自由を示されても、視覚障害者は旧来の生業以外の道を選ぶことは不可能で、さらに生業としてきた鍼灸治・按摩も「晴眼者」との競争のなかで就労の機会を狭められていった。

(2)一八七三年(明治六)教部省布達「從來梓巫市子並憑祈禱狐下ケ杯ト相唱玉占口寄等ノ所業ヲ以人民ヲ眩惑セシメ候儀自今一切被禁候」は、地域社会の葬送儀礼の一環として位置づけられていた盲巫女(盲人の巫女)の生業(口寄せ・祈禱・占い)を、「開化」の進歩を妨害する「迷信」「淫祠邪教」として禁止するものであった。一八七九年(明治一二)に仙台で起きた女性視覚障害者(盲巫女)の検束は、この布達の違反事件である。^(注6)

(3)一八七四年(明治七)教部省布達「向後禁厭祈禱ヲ以医薬等差止メ政治ノ妨害ト相成候様ノ所業致候者有之候ハハ於地方官取締可

致」は、「近代医療」を妨害するものとして禁厭・祈禱の取締りを命じるものである。旧来、病氣治療のための禁厭・祈禱は、地域住民の求めに応じて行われる座頭(盲人男性)や盲巫女(盲人女性)の生業の一つであった。一八八〇年(明治一三)に刑法が公布され、禁厭・祈禱は刑事事件の対象となり、罰則が設けられた。一八八一年(明治一四)に仙台近郊で起きた男性視覚障害者の検束は、この布達の違反事件である。^(注7)

(4)一八七四年(明治七)の医制の発布で「西洋医学」の採用を正式決定すると、「鍼治・灸治ヲ業トスル者ハ内外科医ノ指図ヲ受クルニアラサレハ施術スヘカラス」とし、さらに一八八〇年(明治一三)内務省布達「盲人ソノ他鍼灸ヲ業トスル者ハ医師ニマキラハシキ事ヲ禁ス」によって、按摩治とともに庶民にとって身近な療法で男性視覚障害者の生業であった鍼治・灸治を厳しく取締り始め、その自然消滅を図ろうとした。^(注8)

(二) 明治前期の視覚障害者の取り組み

視覚障害者の生業を脅かす明治政府の政策に対して、仙台の視覚障害者はどのような取り組みを行っていたのであろうか。

(1) 旧来の生業を継続・維持する取り組み(諸願書の提出)

一八七九年(明治一二)七月に男性視覚障害者が連名で宮城県に提出した「一琴邦言和歌営業願書」は、女性視覚障害者(盲巫

女・和歌)の旧来の生業を継続・維持する取り組みであり、一八八一年(明治一四)以降に増大する男性視覚障害者(元座頭)による「盲僧営業願」の宮城県への届出は、禁厭・祈祷による医療行為の取締りに対応するために、禁厭・祈祷を認められている盲僧資格を獲得する取り組みであったと考える。^(注6)

(2) 視覚障害者の政治活動(盲人政談演説会)

明治前期の宮城県における視覚障害者の政治活動については、新井勝絃氏が自由党系民権派新聞の『朝野新聞』記事によって論述されているが、以下、仙台で発行されていた新聞に掲載されている記事によって、その実態を補足してみる。

つきに示す資料によれば、仙台の視覚障害者が民権結社の政談演説会・討論会に参加・傍聴し始めたのは、一八七九年(明治一二)前後であったと考えられ、やがて、一八八二年(明治一五)一二月視覚障害者自らが、「盲人政談演説会」を計画している。

◆按摩演説を聞く 元寺小路の平壽元、大町五丁目の白木正圓といふ兩人の按摩は二三年前鶴鳴社が初て演説会を開きし頃本立社、進取社の演説は勿論仙台にて開場する毎に一会として欠席したることなく毎会早くより詰かけて余念なく傍聴する由伝聞せり 成程今思ひあたることあり 鶴鳴、本立両社の人々が今日も按摩が聞に來たりさても感心なる心掛かなと度々話して居られしが毎会出席したりといふは此の兩人ならん 此の兩人

は其明を失ひてすら斯政事上に耳を傾る心あるはいかにも国民たる者の本分に於て感ず可きことならずや(後略)

『東北新報』(明治一四・二・二三)

◆盲人政談演説会 新奇を競ふ世とて各工風を凝らし人目を驚動せんと思ひ居るに 是は近頃珍らしき催ふしと謂ふべきは藤澤勉氏の会主にて來る十七日東一番町の大新亭に於て盲人輩の政談演説会を開かるゝことなり その弁士及び演題は白木正圓(已ムヲ得ザル時ハ指令ヲ俟タズ)平元和(心外ニ出ル勿レ)菅野元禮(専制政府ノ防害ハ自然ノ防害ニアラズ)本野正英(地方官ノ注意ヲ望ム)大川新和(東北ノ震ハサルヲ憂フ)等の五名五題なる由 この盲人等は一昨々年鶴鳴社創立以來演説会とさへ云へは風の吹く日も雨め降る夜も厭はず飽かず始終一日の如く傍聴なし居りたれば 弁士等もその熱心に感じ傍聴無料となして傍聴せしめし位なれば多少政治思想の発達なし居るもの共なりと云ふ この報を聞かば客氣に富める壮年輩は必らず勇んで盲目の演説は我仙台を以て嚆矢と為しと自負するならんか

『陸羽日日新聞』(明治一五・一二・二三)

政談演説会の演題は多様である。専制政治への批判、地方行政官への要望、個人の権利の尊重、東北の実態とその課題などは、民権派の政談演説会や討論会に参加するなかで学びとった知識にもとづいていたことを窺がわせる。その後も、盲人政談演説会は継続・開催され、参加者は「仙台群盲共同会」「東北群盲党」などの名称で

活動を行っていたといわれる。^(注10) 演題のなかには「忠孝論」のように道徳的な内容も含まれており、^(注11) 参加者各人が自分の考えや主張を自由に述べ、討論する原則が存在していたと考える。

仙台の視覚障害者の政治活動に関しては、新井勝敏氏が、『朝野新聞』に掲載されている菅野元禮の具体的な言動を紹介している。

地元新聞では、現在、この件に関する記事の掲載を確認していないので、『朝野新聞』記事によって、その概要をつぎに示そう。^(注12)

一八八三年（明治一六）二月、菅野は演説会の発言で検束され、官吏侮辱罪により重禁固三方月・罰金一〇円に処せられた。判決を下した裁判官が、偏見と差別観にもとづく言葉で「其方の如き廢疾には議員にもなれず」「今度の如く罪科に罹るは実に益無きことにあらずや」「その方、満期放免後再び政談演説に従事することはあるまじ、いかん」と問いただと、菅野はイギリスのヘンリー・フォセット（ケンブリッジ大学教授・国会議員・当時は郵政大臣）を例えにして、「たとえ盲人にても知識あり財産あり望名あれば、国会議員となるは難きにあらず」と、昂然と反論し、さらに政談演説会を行ったことで罪を受けることは不本意であるが、「国家のために直言を開陳して罪を法廷に得るは、あえて辞するところにあらず」と、自分の信念を毅然と述べている。

彼の言動からは、「廢疾」「廢人」観にもとづく差別や蔑視のもとで、卑屈に生きざるを得なかったとらえられがちな視覚障害者の姿は窺がえない。むしろ、自立した人間として生きる権利を主張し、不正を厳しく追及する姿勢を読み取ることができる。

(3) 視覚障害者の組織づくり（仙台盲人談話会）

視覚障害者が組織を結成する以前は、地元新聞が報じるところによれば、信望家と目される人物（たとえば、按摩の佐藤秀與一が頻繁に紙上に登場する）が、視覚障害者間のトラブルの仲裁、嘆願や交渉の橋渡し役、仲人役などを担っていたと考えられる。

当面の共通課題であった按摩料金についても、不特定の「盲人共」名で嘆願の趣旨を新聞社に送り掲載を依頼しており、仙台の視覚障害者が一堂に集まり話し合うことはなかった。^(注13)

一八八三年（明治一六）一二月、仙台（区）の視覚障害者が按摩料金について協議を始めたこと、「盲人会」の呼称で報じられた。

◆盲人会 去る十五日当仙台区内の盲人一同が木町通り末無なる

某の宅に会して何か協議せしは多分按摩賃の直下等ならんと

『奥羽日日新聞』（明治一六・一二・八）

その後の経緯は不明であるが、一八八四年（明治一七）一〇月以降、『奥羽日日新聞』は「仙台盲人和睦会」「仙台盲人談話会」の見出しで、つぎのように報じている。

◆仙台盲人和睦会 同会の趣意ハ 盲人にして猥りに政談演説等をなし或ひは喧嘩口論等をなすなとを互ひに禁じ 以後着実に業をなして 困難等の節ハ相救ひ合ふ方法を立て 交際を一層親睦になさんとの事にて 例月一回づゝ集會するものなりと云

『奥羽日日新聞』(明治一七・一〇・八)

◆和陸会 仙台区内の按摩社会は 従来政談やうの事に従事して大いに新異を好むの風ありて 之ヶ為め一部分の斥りぞくる所なりしが 彼の人々も大いに覺るところやありけん近來は絶えて左る事無く 只同業にして同愛に沈めるものの親和せん事を勉め 過般來和陸会なるものを設けたり 這ハ同業者が閑暇ある毎に集会して互いに聞き得たる異事奇聞を話し 且は同業中の困難に罹る事あれば各自応分の扶助を為す見込のものなりといふ 此人々所謂眼に盲して心に盲せざるものか

『奥羽日日新聞』(明治一七・一一・一四)

◆盲人談話会 予て当区木町通りへ設立の盲人談話会ハ 是迄一月三四回の集會にて親睦を旨とし且營業上に付互ひに便益を謀り居りしが 不図新聞紙上に今般英國駅運頭の計報あり云々を聞き 尚氏ハ盲目にして頭職にありとの事に平、白木、菅野三盲人を始めとして一同感覺を生じ 今より務て學術を修し以て外國に恥ざらん様にと約し 來一月より更に募金して教員を聘し一月七回研究會を催し 専ら業務の外歴史經濟等の科を修業することに決したりと云

『奥羽日日新聞』(明治一七・一二・一一)

◆盲人忘年会 区内に盲人百二十名あるが菅野玄禮 白木昌圓 阿部良情 今野松圓等の(四字欠損) 一名五錢宛持寄本材木町 佐藤はる方へ集會し忘年會を開き種々の事を協議せしと

『奥羽日日新聞』(明治一七・一二・二〇)

これらの記事内容から、一八八三年(明治一六)一二月頃から、仙台の視覚障害者が、按摩同業者として協議を行うために會合を始めたことがわかる。その後の具体的な経緯は不明である。

しかし、視覚障害者たちの集會場所が変化していないことから、最初の會合を母体として、仙台盲人談話会(和陸会)が翌年一〇月頃に組織され活動を始めていること、当時、仙台(区)に視覚障害者(按摩業の男性か)が百二・三十名いたことがわかる。

さらに、さきに見た政治活動に積極的に取り組んでいた菅野元禮、白木正圓らは、視覚障害者の一部から違和感をもたれ受け入れられない状況にあったこと、それに気づいた菅野らが、政治活動から離れる姿勢をとり、生活に辛苦している同業者の相互扶助と、情報交換や話し合いを通してともに課題解決に専念することを表明して、和解(和陸)し合い、盲人談話会が組織されたこと、その後は、菅野らの指導によって會が運営されていった経緯がわかる。

盲人談話会は、一カ月に三・四回の集會を計画し、主として親睦と營業上の課題解決策について話し合い、検討を行っていた。また、日本の視覚障害者が視覚障害者の生き方の理想像としてとらえていたといわれるヘンリー・フォセットの計報を知った時に、菅野元禮らの提案によって「今より務めて學術を修し以て外國に恥ざらん様にと」、一八八四年(明治一七)一二月には、翌年一月から講師を招いて、一カ月に七回の研究會(按摩業務のことを主とし、その他歴史・經濟などの科目を学習)を開催することを決定している。

三、宮城共立盲目院と東北盲人教育会の設立

(一) 「仙台訓盲院」の設立計画

新聞報道記事や雑誌などによって、海外の視覚障害者教育の様子や、京都府立盲啞院や樂善会の東京築地訓盲院で視覚障害児への教育が行われていることを知った仙台の視覚障害者は、一八八三年（明治一六）に訓盲院を仙台に設立する計画を検討している。

この計画に取り組んでいたのは、同時期の政治活動に参加していた平元和・菅野元禮などであった。仙台の視覚障害者が新知識や情報に習得に意欲的に取り組んでいる様子については、新井勝紘氏が『朝野新聞』記事によって、①視覚障害者のための新聞雑誌縦覧所の設置を計画していること、②講師を招いて「和漢洋の経史・法律・新聞雑誌」に関する講義を受け、^(注1)聴聞する「学会」開催の企画に取り組んでいることを指摘している。

明治一〇年代には、視覚障害者自身による訓盲院設立の試みが、全国各地に存在しており、東北地方では、一八七八年（明治一一）以降、福島県や山形県での取り組みが確認されている。^(注2)仙台での取り組みは、そうした動きの影響を受けていたと考えられる。

しかし、その具体化は、容易なことではなかったと推測され、その後の消息については不明である。

◆其志可感 当仙台区内盲人四五名は樂善叢誌第五号に東京築地

訓盲院の生徒が和歌を詠じたりと云へる雜報を人の誦しを聞しとかにて 何れも學術の要用なる事ハ一日も欠べからず 何れか致して当地へ訓盲院の如きものを設立なさんと 頻に奔走し居るとは奇特の心懸なり

『奥羽日日新聞』（明治一六・五・一一）

◆仙台の平元和等数名の盲人ハ 此程東京築地の訓盲院の生徒の詠たる和歌を聞いて 學問の効の大なるを悟り 何れも感激の余り 同心協力して仙台訓盲院を設立せんと 目下頻りに計画中なり

『朝野新聞』（明治一六・五・二五）

(二) 宮城共立盲目院の設立

一八八五年（明治一八）七月、盲人学校（盲目院）設立の届出が熊澤素行名義でなされ、宮城県がそれを受理している。設立の届出の背景には、先述の盲人談話会の研究会で、盲目院に関する討論や検討がなされていたことが考えられる。盲目院設立の最大の課題は、その資金をどのようにして準備するかということであった。

募金活動による設立資金が蓄積されるなか、翌年五月に盲目院の建設場所が決定された。一〇月に盲目院仮事務所が設置され、この時に、盲目院の正式名称を「宮城共立盲目院」と公表し、同時に盲目院の概要についても説明している。設立資金づくりを地域からの幅広い寄付募集で実現していく方針が決められ、仮事務所を拠点に視覚障害者自身による本格的な募金活動が始められた。

◆盲人学校 当区土樋の熊澤某氏ハ今度盲人学校なる者を設立せんとて其筋へ願ひ出でしが此頃聞届けの指令に相成りし由

『奥羽日日新聞』(明治一八・七・二四)

◆盲目院寄附人名 仙台区内の瞽者が協同して設置せし盲目院へ寄附されし金額及び人名は左の如し

宮城医学校佐々木文蔚 六十銀行土岐寧顯(五圓宛) 瀬川昌著 柴田勝央(二圓宛) 太田弥太郎 沼澤与三郎(一圓五十錢宛) 小谷新右衛門 桜井伊助 高橋藤七 八木久兵衛 高橋甚之助 鈴木倍次郎 大石太吉 土井七郎兵衛 安藤新之助 宮城玄通 福田栄二郎 渡辺武之助 小西善七 鹿又利教 小野潤蔵 宮城由右衛門 奥田新三郎 松田常吉 針生庄之助 鎌田三郎右衛門 福島與惣五郎 遠藤温 菅克復(マツ) 齋藤永頼 岩崎知足 小泉長善 大立目重成 田辺繁久 千葉胤昌 清水光武 浅尾哲治 杼窪広成 遠藤庸治 佐藤三之助 草刈親明 (金一圓宛)の諸氏なりと

『奥羽日日新聞』(明治一九・四・七)

◆盲目院 多分の寄附金もありし故 愈々同院を東二番丁北目町通り南西側へ新築する事に決定せしと云ふ

『奥羽日日新聞』(明治一九・五・七)

つきに示す資料からは、宮城共立盲目院の設立に関する注目すべき特徴が、確認できる。

◆宮城盲目院 瞽院啞院の類は欧州各国到处に其儲けある由なれど 皆な是れ慈悲心ある紳商紳士の発企に係り 盲啞自身の設立に成る者は絶無なりとぞ 然るに当地の盲目院ハ按摩針治を以て世を渡る盲目達の発起にて熊澤素行氏外十五名の規画する所なり 賛成人ハ当区官民の六十余名義金の募集も案外に捗りたりと云ふ 元來全院の主とする所は不幸なる瞽者をして業に就かしめ且つ之に普通の知識を与ふるにあり 先つ目下の処にてハ鍼治按摩の方法理論を教へ成業者に認許証を与ふる事とし 追つて凸字書其他の器械を具備せし上へ學術を授くべき予定なりといふ 今ま全院への寄附人名を得たれば左に掲載す (後略)

『奥羽日日新聞』(明治一九・一〇・二〇)

◆広告

今回盲目院設立寄附募集ノ為左ノ員ヲ派出為致候間 此段有志諸君ニ敬告ス 柴田外四郡白木正圓。牡鹿外四郡菅野元禮。黒川外四郡熊谷素行 十月廿一日

宮城共立盲目院仮事務所

『奥羽日日新聞』(明治一九・一〇・二三)

その特徴をつぎに示そう。

(1)これまで欧米や国内で設立された盲目院のように、「慈悲心ある紳商紳士の発企」し設立されたものでなく、「按摩針治を以て世

を渡る盲目達」(視覚障害者) 自らが発起・企画し、設立計画の作成に取り組んでいる。

(2)宮城共立盲目院の名称が示すとおり、「共立」(視覚障害者を含む地域住民の手によって設立・維持される)の施設であることを明示している。

(3)幅広く地域社会(政財界の有力者、学識者、市町村戸長、郡役所・役場職員ほか)の経済的な支援(寄付)をうけながらも、視覚障害者が主体となって、設立資金調達のための募金活動を県内各地で行っている。

(4)盲目院設立の目的を、「瞽者をして業に就かしめ」るための理論・技能の指導と、「且つ之に普通の知識を与ふるにあり」と明示し、視覚障害者教育機関の実現を目指している。

(5)当面は、鍼灸術者取締規則に対処するために鍼灸治・按摩治の方理論や技術の習得・練磨に取り組み、修業者に認許証を授与することを主とするが、視覚障害者用の点字教科書や器械・教具を備えて普通教育を実施する予定であるとの展望も示している。

(三) 東北盲人教育会の設立

その後、約二年間、宮城共立盲目院設立に関する具体的な動向については、新聞記事からは把握できていない。しかし、一八八九年(明治二二)九月、宮城共立盲目院は、盲目院の教場新築の直後に「東北盲人教育会」と改称していることが確認できる。

その開会(設立)広告文では、「教科ハ西洋医学ニ依リ改良針按

術ヲ教示」することを強調している。具体的な資料による確認はまだできていないが、宮城共立盲目院の名称で取り組まれていた教育機関としての本格的な運営・活動が、「盲目院教場の新築落成」を機にスタートしたととらえられる。

新築教場での発会式には、視覚障害者七〇余名が出席し、菅野元禮が会の趣旨説明を行った後、遠藤仙台市長の祝辞、白木正圓ら視覚障害者代表による祝辞と演説が行われている。

その後の東北盲人教育会については、鍼灸治を研究する無料講習会を開催したり、一三歳から一八歳の赤貧救護生二〇名の募集なども行っていることが確認されている。^(注17)しかし、具体的な推移はいまのところ未確認である。

◆東北盲人教育会 当地の盲目者の設立に係る東二番丁の盲目院ハ教場の新築も落成せしに付き 今度東北盲人教育会と改称の上 本日午後一時より開会式を挙行する筈なり

『奥羽日日新聞』(明治二二・九・四)

◆東北盲人教育会発会式 前号に記載したる如く昨日は午後三時より東三番丁なる同会新築教場に於て其発会式を執行したり 来賓は遠藤市長及び小笠原幹氏等にて菅原元禮氏先づ発会の主題を述べ 夫より同会訓医後藤省吾同教諭原某和尚遠藤市長及び白木正圓菊田加白一両盲人の祝辞演説等あり 了て来賓並に参会の盲人七十余名に茶菓を饗し散会せしは同五時なりき

『奥羽日日新聞』(明治二二・九・五)

◆広告 曾テ諸君ノ御賛成ヲ得仙台市東二番丁四十五番地へ盲目院設立致候所 稍ヤ教場モ新築落成ニ付今回東北盲人教育会ト改称シ来ル四日ヨリ開会実行致候 教科ハ西洋医学ニ依リ改良針技術ヲ教示ス 望ノ者ハ申込可有之 此段広告ス

明治廿二年九月 東北盲人教育会員 総代 菅野元禮

熊澤素行

『奥羽日日新聞』（明治二二・九・四）

四、むすびにかえて

以上、明治前期の仙台における視覚障害者教育への取り組みに至る実態の解明を試みた。しかし、資料として引用した新聞記事は、小見出しを手がかりに収集したもので、実態の断片を垣間見た感が強い。把握できた特徴をつぎにあげてみる。

(1) 明治前半ば過ぎまでの視覚障害者は、当面の課題である旧来の生業を継続・維持するための取り組みに専念・傾注する傾向が強かった。

(2) そうした取り組みを続ける一方で、明治前半ばころから、視覚障害者の一部が自由民権運動に参加し、活動を通して自己変革を遂げ、新しい方途を模索し始めた。彼らの具体的な言動をみると、障害者を「痲疾・痲人」としてとらえる国家や社会に対して、真っ向から「障害とは何か」「障害者とは何か」と、問い返す姿勢を
確認できる。

(3) 政治運動への厳しい弾圧期に入ると、視覚障害者の組織づくりへの取り組みが始まる。これを弾圧にともなう政治活動参加者の挫折による方向転換ととらえるべきではない。政治活動を通して自らの骨肉として身に着けた知識と経験にもとづいて、当面する視覚障害者の具体的な課題に対処するために、選択・決定した取り組みであったととらえたい。

(4) 組織（盲人談話会）のなかでの学習や検討を通して打ち出された盲目院設立計画は、従来の徒弟制度にかわる視覚障害者の授産と普通教育を行う施設づくりであった。地域からの幅広い資金援助を受けてはいるが、設立計画から設立までの取り組みの主体は、視覚障害者であった。

(5) 明治前半ば以降の視覚障害者の政治活動、組織づくり、盲目院設立の取り組みには、一貫して指導的な役割を果たした菅野元禮・白木正圓らの集団が存在していた。

残された課題は多い。①視覚障害者に関する行政文書を含む新たな資料の掘り起し、②確認できる資料の丁寧な読み取り、③活動の指導的役割を果たした人物（菅野元禮・白木正圓・熊澤素行など）に関する資料の掘り起し、④東北盲人教育会の経緯と、一九〇七年（明治四〇）設立の東北盲人学校との接点の有無、⑤仙台盲人談話会の経緯と、一八八九年（明治二二）六月に設立された仙台盲人組合との接点の有無など、当面の課題としたい。

注

- (注1) 『盲聾教育八十年史』(文部省 一九五八)、中野善達・加藤康昭「わが国特殊教育の成立」(東峰書房 一九六八)、加藤康昭『盲教育史研究序説』(東峰書房 一九七二)、同『日本盲人社会史研究』(未来社 一九七四)、『京都府盲聾教育百年史』(盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会 一九七八)、大橋綾子・大橋慶子・菊池義昭「東北地方における社会事業の歴史Ⅲ 明治・大正期に設置された盲人施設と感化院の実態」(『郡山女子大学紀要 第二三号』一九八〇)、下田友江『盲界事始め』(あずさ書店 一九九二)、大隈三好『盲人の生活』(雄山閣 一九九八)、谷合侑『盲人の歴史』(明石書店 一九九八)
- (注2) 『宮城県教育百年史 第一巻 明治編』(宮城県教育委員会 一九七六)、近江勝治『宮城県盲人伝』(私家版 一九七九)
- (注3) 前掲加藤康昭『盲教育史研究序説』
新井勝紘「視覚障害者・女性・佚名・車夫の民権運動」『朝野新聞』を通じた地域民権運動 宮城県の場合」(隣人 第一八号)草志会年報 二〇〇四)
- (注4) 川村邦光『巫女の民俗学 へ女の力への近代』(青弓社 二〇〇六)
- (注5) 仙台藩では、当道座が座加入の盲人男性(座頭)を支配する地方組織をもっていた。支配検校が、座頭の戸籍と音曲一切・針治・導引(按摩)・琴・三味線・医業・売卜を管轄した。百姓・町人・武家陪臣の倅で琴・三味線・針治導引を渡世とする者は、すべて検校仲間(弟子)として支配を受けた。配当代という制度があり、座内での生活扶助がなされていたとされるが、実態は不明である。また、盲人女性(盲巫女・和歌)も、支配検校の管轄下にあったと推測できるが、それを裏付ける資料はいまのところ確認されていない。
- (注6) 中川正人「二琴邦言和歌営業願書と盲巫女始祖伝承」(『市史せんだ

- い 二四号)仙台市博物館 二〇一四)
- (注7) 前掲中川正人「二琴邦言和歌営業願書と盲巫女始祖伝承」
- (注8) 『鍼灸医学辞典』(鍼灸医学辞典編集委員会編 医道の日本社 一九九四)
- (注9) 前掲中川正人「二琴邦言和歌営業願書と盲巫女始祖伝承」
- (注10) 『朝野新聞』に記載されている「仙台群盲共同会」「東北群盲党」については、地元新聞記事による確認はできていない。
- (注11) 『奥羽日日新聞』(明治一六・二・二六)
- (注12) 『朝野新聞』(明治一六・二・一六、三・七、三・九)
- (注13) 『宮城日報』(明治一四・九・二四)
- (注14) 前掲新井勝紘「視覚障害者・女性・佚名・車夫の民権運動」
- (注15) 前掲中野善達・加藤康昭「わが国特殊教育の成立」
- (注16) 『奥羽日日新聞』(明治一九・一〇・二〇、一〇・二二)
- (注17) 前掲加藤康昭『盲教育史研究序説』
- (注18) 『官報』第一七八二号(明治三二・六・一〇)
- 『河北新報』(明治三四・一一・九)